



そらいろ通信 9月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



連日の猛暑からようやく解放され、体も多少楽になりました。そんな中、夏のお疲れは出ていらっしゃいませんか？

ここしばらく週末の度に天気が悪く、子どもの試合や運動会の予定などが延期になるので、ぽこっと空いた時間で散らかった部屋の物を少し整理してみました。少し前に、断捨離がブームになりましたが、言うほど簡単には物は捨てられませんか…。まだまだ心の修行が足りません！



人間関係に活かす！心理学
～大人の「人見知り」～



第一印象が大事だと分かっているけど、積極的に人と接するのは苦手という人は多いと思います。人はどうして初対面の人を苦手と思うのか？ 生後6ヶ月頃から多くの子どもの見られる人見知りとはシステムが異なって、大人の人見知りは「自己防衛」の一つと考えられています。

いくつかの原因が考えられますが、過去の嫌な対人記憶（騙された、嫌なことをされたなど）や、相手の冷たい反応を想像し、恐怖心・警戒心を持ち、怖いために最初から人との接触を拒むのです。

多くの人は「自分の利益になる」ために外交的になります。利益には相手に啓発されたり、話すことで気持ちがよくなったりするなどの精神的なものも含まれますが、このような行為（利益の匂い）に違和感を持っている人も、顔見知りをしていきます。

参考「人間関係に活かす！使うための心理学 ポーポープロダクション著」

★これで完璧！ 9月の事務★



☆算定基礎届による標準報酬の決定☆

7月に届出をした算定基礎届により、9月分から新たに標準報酬月額が決定されます。新しい標準報酬月額にもとづいた保険料は、翌月の10月支払いの給与から使用します。併せて、厚生年金保険料が171.2/1,000（労使折半で85.6/1,000）に上がります。こちらも9月分（10月納付分）からです。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（9月10日まで）☆

8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（9月30日まで）☆

8月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆7月決算法人の確定申告と納税（9月中の決算応当日まで）☆

7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税。



キャリアアップ助成金

非正規労働者のキャリアアップに「キャリアアップ助成金」が創設されました。助成金のメニューとしては6つです。

- ①正規雇用等転換…有期契約労働者等を正規雇用等に転換した場合、1人あたり20万～40万円
- ②人財育成…有期契約労働者等に、OFF-JT または、ジョブカードを活用したOFF-JT とOJT を組み合わせた3～6ヶ月の職業訓練を行った場合、OFF-JT で1人あたり賃金助成800円/時、経費助成20万まで、OJT で1人あたり賃金助成700円/時
- ③処遇改善…すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に、1人あたり1万円。
- ④健康管理…有期契約労働者等を対象とする「法定外」の健康診断制度を規定し、延べ4人以上実施した場合に、1事業所あたり40万円。
- ⑤短時間正社員…短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇い入れした場合に、1人あたり20万円。
- ⑥パート労働時間延長…有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合、1人あたり10万円

いずれも事前に計画届出や就業規則の作成届出などが必要です。詳しくは、当事務所までご相談くださいませ。

退職した妻を扶養に入れたいのですが…

ひとくちに「扶養」といっても、保険と税金とではそれぞれ扶養に入れることができる範囲や条件がちがってきます。以下の表に、それぞれの扶養になれる条件をまとめてみました。

	健康保険・年金	所得税
扶養の呼び方	被扶養者	扶養対象配偶者、扶養親族
親族の範囲	配偶者（内縁を含む） 子、孫、弟妹、父母、祖父母、曾父母 同居している場合には、さらに3親等内の親族（義父母、兄姉、おじ・おば、甥姪など）	6親等内の血族と3親等内の姻族 配偶者に内縁関係は含まない。
収入の期間	被扶養者に該当する時点と、その収入がこの先1年続くとしたら、年間でいくらになるか。 過去の収入額は関係ない。	その年の1月～12月
収入の額	60歳未満：年間130万円未満 ※月額なら：108,334円以下 ※日額なら：3,611円以下 60歳以上：年間180万円未満	給与収入のみなら103万円以下 老齢年金のみなら 65歳未満：120万円以下 65歳以上：158万円以下
収入の範囲	非課税扱いのものも含む。 （通勤交通費、失業給付、健康保険の傷病手当金等、障害・遺族年金など）	非課税のものは含まない。
生計維持の条件	同居の場合：被保険者の年間収入の半分未満 別居の場合：被保険者からの仕送り額未満 ※収入の額や仕送り額を証明する書類（通帳のコピーなど）を求められることもあります。	

表のとおり、少しずつ条件が異なっています。妻が退職して扶養に入ると場合でも、健康保険・年金の扶養には、一定額以上の失業給付を受けている期間は収入ありとみなされ、扶養に入れませんが、退職したその年の収入額がすでに103万円（給与の場合）を超えていれば、その年は所得税の扶養には入れません。その時点およびこの先の状況をきちんと判断することが必要になります。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

